

青森県森林整備作業に係る指名競争入札参加者の資格審査等に関する要領

制定	平成19年	3月27日	付け青林第1186号
改正	平成20年	3月27日	付け青林第1183号
改正	平成20年	10月9日	付け青林第637号
改正	平成21年	1月16日	付け青林第927号
改正	平成22年	3月15日	付け青林第1105号
改正	平成25年	4月15日	付け青林第78号
改正	平成26年	12月10日	付け青林第800号
改正	令和3年	12月20日	付け青林第995号

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定に基づき、県が治山事業等における森林整備作業の請負契約を指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期及び方法等を定めるものとする。

2 前項の規定に掲げる森林整備作業とは、植栽、保育等の森林の整備に係る作業及びこれに附帯する軽易な工事（コンクリート、鋼材等又は機械力を使用しない工事）をいう。

(競争入札参加資格)

第2条 競争入札参加資格は、次のとおりである。

- (1) 森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会又は林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の規定により知事の認定を受けた者であること。
- (2) 次のいずれかの者を2名以上雇用していること。
 - ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（森林部門に係るものに限る。）
 - イ 一般社団法人日本森林技術協会の登録を受けた林業技士
 - ウ 森林法（昭和26年法律第249号）第187条第3項の規定に基づき、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第89条に掲げる区分ごとに行われる林業普及指導員資格試験に合格した者又は森林法の一部を改正する法律（平成16年法律第20号）附則第3条第1項若しくは第2項に規定する者
 - エ 青森県林業労働力確保支援センターが認定した青森県基幹林業作業士
 - オ 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令

(平成8年農林水産省令第25号)第1条第1項に規定する研修修了者名簿へ登録された者

カ 森林施業プランナー認定要領第3の認定要件を満たしている者

- (3) 専ら森林の整備に従事する林業作業職員として、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第36条第8号及び第8号の2の業務に関する労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項の特別の教育又は刈払機取扱作業に係る同条第1項の教育を受けた者を6月以上にわたり5名以上雇用していること。
- (4) 国税及び県税を滞納していないこと。
- (5) 第4条に規定する森林整備作業指名競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類の記載内容が事実と反していないこと。

(資格審査の申請の時期)

第3条 資格審査は毎年1回実施する。

2 前項の資格審査の申請の時期は、毎年2月1日から2月28日までとする。

(資格審査の申請の方法)

第4条 資格審査の申請は、青森県森林整備作業指名競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、農林水産部林政課に提出して行わなければならない。

- (1) 林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項の認定を受けたことを証する書類
- (2) 第2条第1項第2号のアからカまでの資格を証する書類
- (3) 林業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度、建設業退職金共済制度のいずれかの加入を証明する書類の写し
- (4) 納税証明書（直前の事業年度1年分）
 - ア 法人の場合 法人税、消費税及び地方消費税並びに法人事業税及び法人住民税（申請書の所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法人都道府県民税）
 - イ 個人の場合 所得税、消費税及び地方消費税並びに個人事業税
- (5) 直前の事業年度の決算関係証明書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては所得税の確定申告書の写し）
- (6) その他知事が必要と認める書類

(資格審査の結果の通知)

第5条 知事は、資格審査の申請を受けたときは、青森県森林整備作業指名競争入札参加者資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）の審議に諮り、資格の有無を

決定し、その結果を申請者に書面（様式第2号）により通知するものとする。

（有資格者名簿）

第6条 知事は第5条の資格審査の結果に基づき、競争入札参加資格を有すると決定した者（以下「有資格者」という。）を青森県森林整備作業指名競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。様式第3号）に登載するものとする。

（競争入札参加資格の有効期間）

第7条 競争入札参加資格の有効期間は、第5条の規定による決定の通知において指定する日から2年間とする。

（申請書の記載事項の変更届等）

第8条 申請書を提出した者は、次に掲げる事項について変更があったとき、業務を廃止したとき、又は休業したときは、速やかにその旨を届け出（様式第4号）しなければならない。

- （1） 商号又は名称
- （2） 代表者の氏名
- （3） 住所又は所在地
- （4） その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

（競争入札参加資格の更新手続）

第9条 競争入札参加資格の更新を希望する者は、有効期間が満了する前に資格審査の申請の方法に基づき、更新手続を行わなければならない。

（有資格者の取消）

第10条 知事は、有資格者が第2条の規定に定める競争入札参加資格を満たせなくなった場合は、資格者名簿の登載を取消しその旨を書面（様式第5号）により通知するものとする。

（競争入札参加者資格審査委員会）

第11条 農林水産部林政課内に資格審査委員会を置く。

2 資格審査委員会は、次の事項について調査審議する。

- （1） 競争入札参加資格の審査、認定及び取消等に関する事項
- （2） 青森県森林整備作業有資格者指名停止要領（平成20年10月9日付け青林第640号）に基づく指名停止の措置に関する事項
- （3） その他資格審査委員会の権限に属することとされた事項

3 資格審査委員会は、会長及び次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 会長は、林政課長を、副会長は課長代理をもってこれに充てる。
- (2) 委員は、総務グループマネージャー、企画グループマネージャー、森林計画グループマネージャー、森林環境グループマネージャー、森林整備グループマネージャー、治山・林道グループマネージャー、林産振興グループマネージャーの職にある者をもって充てる。
- (3) 会長は、会務を総理する。
- (4) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が不在のときはその職務を代理する。
- (5) 資格審査委員会は、必要な都度会長が招集する。
- (6) 資格審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- (7) 資格審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- (8) 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- (9) 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (10) 資格審査委員会の庶務は、治山・林道グループにおいて処理する。

(公表等)

第12条 この要領の規定に基づき執行する競争入札については、青森県森林土木事業事務取扱要領（平成12年3月30日付け青治第1190号）第18条の規定に基づき、入札結果の公表を実施するものとする。

(附則)

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 森林整備作業の請負契約について（平成16年3月26日付け青林第1354号）及び森林整備作業の請負契約に係る細部運用について（平成16年3月26日付け青林第1355号）は、平成19年9月1日以降廃止する。
- 3 第3条第2項の規定にかかわらず、平成19年においては「毎年2月1日から2月28日まで」を「7月1日から7月31日まで」に読み替える。
- 4 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、平成26年12月10日から施行する。
- 6 この要領は、令和3年12月20日から施行する。

様式第1号(その1)

青森県森林整備作業指名競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

青森県知事殿

(申請者)住所又は所在地 _____

(ふりがな)

商号又は名称 _____

(ふりがな)

代表者職・氏名 _____

青森県が発注する治山事業等における森林整備作業の指名競争入札に参加する資格を得たいので、関係書類を添えて指名競争入札参加資格の審査を申請します。

記

1 申請区分 新規・継続(登録番号: _____)

2 営業組織(該当するものを○で囲んでください。)

個人事業主・株式会社・その他会社・森林組合・協同組合・その他(_____)

(1)郵便番号 _____

(2)電話番号 _____

(3)ファクシミリ番号 _____

(4)電子メールアドレス _____

(5)設立年月日 明・大・昭・平・令 ____年__月__日 設立

(6)営業年数 _____か年

(7)資本金(出資金) _____千円

3 誓約書 (様式第1号(その2)のとおり)

4 添付書類

(1) 林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項の認定を受けたことを証する書類(写) (別紙のとおり)

(2) 専門技術者及び林業作業職員

専門技術者_____名・林業作業職員_____名(様式第1号(その3)のとおり)

(3) 林業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度、建設業退職金共済制度のい

れかの加入を証明する書類(写) (別紙のとおり)

(4) 納税証明書(審査基準日直前の事業年度1年分) (別紙のとおり)

(5) 決算書関係証明書類 (別紙のとおり)

5 確認事項(該当する方を○で囲んでください。)

個人住民税の特別徴収について

ア 行っている

イ 行っていない

※1 個人住民税の特別徴収とは

特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、事業主(給与支払者)が従業員(給与所得者)へ毎月支払う給与から個人住民税を徴収(天引き)し、従業員に代わって納入していただく制度です。

※2 確認事項は、任意の調査であり御協力をお願いします。

様式第1号（その2）

年 月 日

青 森 県 知 事 殿

（誓約者）住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

誓 約 書

私は、青森県森林整備作業指名競争入札参加資格審査申請をするにあたり、一切の虚偽の申請がないことを誓約します。

また、入札参加資格取得後に申請内容に変更が生じた場合は、所定の手続きを行うことも誓約します。

なお、これに違反したときは、入札参加資格を取り消されても異議はありません。

様式第1号（その3）

専門技術者及び林業作業職員に係る資格関係調書

1 専門技術者（2名以上）・・雇用している者全てを記載すること

氏名	資格及び登録（認定）番号	取得年度	監理実務経験年数

- (注) 1 専門技術者とは、青森県森林整備作業に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要領第2条第1項第2号に掲げる資格を有した者をいう。(様式第3号(その3・別紙1)を参照)
- 2 複数の資格を有している者は、いずれかひとつについて記載すること。
- 3 各種資格の登録証等(写)を添付すること。
- 4 監理実務経験年数とは、公的機関と契約した森林整備作業における指導監督の経験年数を記載すること。

2 林業作業職員（5名以上）・・雇用している者全てを記載すること

氏名	資格及び登録（認定）番号	取得年度	現場実務経験年数
	チェーンソー 刈 払 機		

- (注) 1 林業作業職員とは、青森県森林整備作業に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要領第2条第1項第3号に掲げる資格を有した者をいう。(様式第1号(その3・別紙1)を参照)
- 2 資格については、チェーンソー及び刈払機の登録（認定）番号を記載すること。
- 3 各種資格の登録証等(写)を添付すること。
- 4 現場実務経験年数とは、森林整備作業における現場作業の経験年数を記載すること。

様式第1号（その3・別紙1）

1 専門技術者とは

区 分	資格の内容
技術士	技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（森林部門に係るものに限る。）
林業技士	一般社団法人日本森林技術協会の登録を受けた林業技士
林業普及指導員 「林業一般」 「地域森林総合監理」 林業専門技術員 林業改良指導員	森林法（昭和26年法律第249号）第187条第3項の規定に基づき、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第89条に掲げる区分の林業普及指導員資格試験に合格した者又は森林法の一部を改正する法律（平成16年法律第20号）附則第3条第1項若しくは第2項に規定する者
青森県基幹林業作業士	青森県林業労働力確保支援センターが認定した者
フォレストマネージャー （総括現場管理責任者） フォレストリーダー （現場管理責任者） フォレストワーカー （林業作業士）	林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令（平成8年農林水産省令第25号）第1条第1項に規定する研修修了者名簿へ登録された者
森林施業プランナー	森林施業プランナー認定要領第3の認定要件を満たしている者

※「地域森林総合監理」合格者は、森林総合監理士（フォレスター）として登録される。

2 林業作業職員とは

区分	資格の内容
チェーンソー取扱業務	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項に基づく安全衛生教育のうち、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第36条第8号及び第8号の2に掲げる特別教育を修了した者
刈払機取扱作業員	刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育実施要領（平成12年制定）に基づく安全衛生教育を修了した者

様式第2号

青森県森林整備作業指名競争入札参加資格審査結果通知書

第 年 月 日
号

(あて先)
住所又は所在地
商号又は名称
代表者職・氏名 殿

青 森 県 知 事

年 月 日付けで申請のありました青森県森林整備作業指名競争入札参加資格について、下記のとおり審査の結果を通知します。

記

- 1 資格審査の結果 有資格者と認める
有資格者として認められない

2 有資格者と認められた者

- (1) 登録番号 [号]
(2) 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 有資格者として認められない者

- (1) 理由

4 その他

- (1) 有資格者に認定された者で、競争入札参加資格の更新手続きを希望するものは青森県森林整備作業指名競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)に関係書類を添えて提出してください。
(2) 有資格者に認定された者は、青森県森林整備作業指名競争入札参加資格審査申請書の記載事項に変更があった場合は、青森県森林整備作業指名競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届(様式第4号)を速やかに提出してください。

様式第4号

青森県森林整備作業指名競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届

年 月 日

青 森 県 知 事 殿

(届出者) 登録番号 []
住所又は所在地
商号又は名称
代表者職・氏名

青森県森林整備作業指名競争入札参加資格審査申請書及び添付書類の記載事項について、
下記のとおり変更しましたので届け出ます。

なお、当該変更事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

変更事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由

【添付書類】 変更事項毎に次の書類を一部添付すること。

(1) 商号又は名称、代表者の氏名、住所又は所在地の変更

① 登記事項証明書(全部事項証明書、履歴事項証明書)又はその写し

(コンピュータ化されていない法務局で発行されるものについては、商業登記簿謄本、
法人登記簿謄本)

② 資格要件を欠くこととなったとき又は満たすこととなったときは、その事実を証する
書類又はその写し

③ その他特に申請内容に変更を生じさせる事項があるときは、その事実を証する書類

様式第5号（その1）

青森県森林整備作業指名競争入札有資格者登録取消通知書

第 年 月 日
年 月 日

登録番号 []
(該 当 者) 殿

青 森 県 知 事

あなたの、青森県が発注する治山事業等における森林整備作業の指名競争入札に参加する資格は、次の理由により取り消したので通知します。

【取消の理由】

様式第5号（その2）

青森県森林整備作業指名競争入札有資格者登録取消通知書

（各公所通知分）

（各公所の長） 殿
契約担当者扱い

林 政 課 長

下記の者については、青森県が発注する治山事業等における森林整備作業の指名競争入札に参加する資格を取り消したので通知します。

記

- 1 入札参加資格を取消した者
 - （1）登 録 番 号
 - （2）住所又は所在地
 - （3）商号又は名称
 - （4）代表者職・氏名

- 2 入札参加資格を取消した理由等
 - （1）取消しの原因となった事実

（2）取消該当条項

青森県森林整備作業に係る指名競争入札参加者の資格及び審査等に関する要領
第 条第 項に該当